

徳島県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和二年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
音楽・芸術ホールを 実現する市民の会	大坂一男	黒坂義男	徳島市北矢三町三丁目六・一六 ・三	令和二年 二月二十六日